

ACEJ 短期研修・中長期留学プログラム 約束事項

1 方針

- (1) この留学プログラムは、ACEJ (〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-4-15 大樹生命高田馬場ビル 1 階 TEL (03) 5287-2942、以下、ACEJ という) が企画立案し、研修を主催するものです。
 - (2) 国際的なプログラムの性格上、現地滞在中の研修について、日程、行事、授業、運営方法などはすべて受入機関の責任のもとに行なわれますので、その指示決定に従って下さい。条件については、最優先される本約束事項によるほか ACEJ 留学ハンドブック、受入機関出願書類、ACEJ パンフレット、受入機関パンフレット及び諸規定などによります。なお、ACEJ 短期研修とは 3 カ月未満の語学研修 (またはインターンシップ・ボランティア) を指します。
 - (3) ACEJ は、国際体験教育と相互理解の立場から、このプログラムへの参加資格を次のとおりとします。
 - 日本国籍又は日本永住権 (派遣国との二重国籍を有する場合、受入機関によっては受け入れができないことがあります。また日本永住権を取得している場合でも国籍によって、プログラム参加に必要な査証の取得が必要な場合があります。) を有し、文部科学省認可の高等学校卒業以上の資格を有すること
 - 法令又は公序良俗に反する行為をなすおそれのないこと
 - 語学研修での授業を受けられるだけの基礎的な英語力と学習能力があり、受入機関の定める資格を満たしていること
 - 受入機関での授業や交友関係およびホームステイ等では、自らコミュニケーションを取るといった積極性を持って行動すること
 - 文化や習慣の違いを認め、柔軟性を持って異文化理解に努めること
 - 参加者が 20 歳未満の場合、申込書に保護者(保証人)の署名、捺印があること
 - プログラムの円滑な実施と運営に支障を来さずおそれのないこと
 - 留学に十分耐えうる健康状態であること
- ※既往症又は現在治療中の傷病 (精神疾患を含む) がある場合は、主治医 (担当医) からの最新の診断書及び留学に十分に耐えうる健康状態であることを証明する書類を速やかに提出してください。
- ※健康状態や受入機関の受け入れ状況、及びプログラムの安全かつ円滑な実施を考慮した結果、ご参加をお断りさせていただく場合やご契約を解除させていただく場合があります。
- g 損害、ACEJ が不当と認めるときは、参加をお断りします。

2 趣旨

ACEJ プログラムでは、語学研修受講、海外生活体験、社会貢献を行うことを大きな目的としています。従って、受け入れ国の生活様式、風俗習慣、法規、ACEJ、受入機関、インターンシップ、ボランティアプログラム提供団体の運営方針と規定に従うのがプログラムの趣旨です。必ずしも参加者の希望通りにはならず、予定も受け入れ側の事情で変わることがあります。プログラム参加中は、ACEJ、受入機関、その他プログラムに関係するすべてのスタッフ及びホストファミリーの指導や助言には、従っていただきます。(プログラム参加中は、お申込みから現地での研修が修了する日までを意味します。) また、現地での研修中は、勉学に励み、最善の努力をさせていただきます。

3 お申込み

所定の申込書に必要事項を記入し、本人及び保護者(保証人)の署名捺印のうえ、所定の申込金を添えて ACEJ へお申し込みいただけます。所定の申込書及び申込金を ACEJ が受理したときに研修契約が成立します。

語学学校 (3 か月未満) — 申込金 10,000 円
語学学校 (3 か月以上) — 申込金 30,000 円
大学キャンパス語学研修プログラム — 申込金 50,000 円
キャリアトレーニング・ボランティアプログラム — 申込金 60,000 円

※申込書受領後、参加者より ACEJ 指定書類が提出され次第、受入機関への申請手続きを開始いたします。その後、受入機関より、正式な受入決定がなされた時点で、受入が決定されます。正式な受入決定前に、受入機関のなんらかの事情 (定員になった場合など) により受入不可となった場合は、代替プログラム・受入機関をご案内させていただきますので、ご了承ください。

4 電話による予約申込

電話による予約申込を受け付けます。ただし、電話による申込みの翌日から起算して 3 日以内に所定の申込手続きがとられない場合は、申込がなかったものとして取り扱います。

5 プログラム費のお支払い

プログラム費の全額を ACEJ 指定日までに、ACEJ へお支払いいただきます。旅行費用及び旅行手続き費用は、所定の旅行条件に従い ACEJ 指定旅行会社へお支払いください。

6 お申込み取消し

- (1) お申込み後に都合により参加をお取消しになる場合は、書面にてお取消しの旨を ACEJ までお知らせください。書面を受け取りました時点で正式のお取消しとして取り扱います。なお、電話でのお取消しは出来ません。
 - (2) 前項の書面が、ACEJ が申込書及び申込金を受理した日から起算して 10 日以内に ACEJ に到達した場合に、ACEJ が受理した申込金から返金手続き費用として 1,000 円を控除したうえ、残金を ACEJ に前項の書面が到達した日から 20 日以内に返金するものとします。
 - (3) 第 1 項の書面が、ACEJ が申込書及び申込金を受理した日から起算して 11 日経過後 ACEJ に到達した場合に、申込金の返金はございません。
 - (4) 所要実費等
申込金を支払った日から、日本出発までに契約を解除する場合は、上記返金手続き費用の他に、返金不可となる出願料、前払いの予約金ならびに送金手数料を申し受けます。加えて現地受入機関の規定に基づき、授業料、寮費又は、ホームステイ滞在費等を ACEJ がすでに現地に支払っているときは、その実費を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。また、ACEJ が受入機関からの請求により取消料を支払った時には、その取消料を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。
- ※各受入機関及びホームステイ機関 (また学生レジデンス手配機関) ・滞在中によって規定および金額は異なります。また、お手続きの進み具合によっても異なります。詳細は ACEJ までお問い合わせください。

7 プログラム費

このプログラムは、ACEJ が、無料にて、入学可能な受入機関 1 校に入学願書と必要書類を送り、入学許可を取り寄せ、入学に関する諸手続きをします。ただし、ACEJ 大学キャンパスプログラムは有料サポートとなり、サポート費はプログラム費に含まれています。なお、ACEJ 短期語学研修やキャリアトレーニング、ボランティアプログラムは、募集型企画研修プログラムのため、プログラム費に関わる明細提示ができません。プログラム費は、円建てとなっており、現地費用は、為替レートを参考に、算定しています。なお、研修契約締結後は、現地費用や為替の変動があっても、プログラム費増減はありません。(8 条を除く)

ACEJ Education Abroad Program 対象コースを除き、私立語学学校の中長期語学研修プログラムの場合には、お見積り型のご案内となり、社内為替レートにて円に換算してのご案内となります。ご請求時の社内為替レートは、お見積り時より変動する場合がございます。

短期語学研修プログラム

プログラム費に含まれるもの

- (1) 指定された受入機関への入学許可取得 (1 校) (無料)
- (2) カウンセリング費 (無料)
- (3) 現地滞在先申込手続き (無料)
- (4) 空港送迎 (往復) 手続き (無料)
- (5) 留学中 24 時間緊急連絡 (実費)
- (6) パンフレットに記載されている現地総費用 (語学研修出願料、語学研修授業料、滞在先手配費および滞在費/ホームステイ又は寮、食費/通常、朝・夜の 1 日 2 食、往復空港送迎費など) (実費)
- (7) 入学手続き等に関する通信費、送金手続き及び送金手数料 (実費)
- (8) オリエンテーションハンドブックおよび渡航資料 (無料)
- (9) パンフレット等に記載されている留学期間中の定期サポート (無料)

プログラム費に含まれないもの (例)

- (1) すべての旅行に関する費用 (往復航空券代や通学費など)
- (2) 渡航手続き諸費用 (アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの場合は電子渡航認証システムへの登録費など※)
- ※日本国籍以外の場合、渡航先の国によっては、学生ビザまたは観光ビザの取得が必要な場合があります
- (3) 個人的な諸費用 (ごつかい、買物代、電話代など) と食費(プログラム費に含まれているもの以外のもの/外食や昼食代など)
- (4) 現地で請求される語学研修関係費用・教材費※
※教材費は、学校によってプログラム費に含まれている場合と、現地払いの場合があります
- (5) 緊急時の通信費、事務経費、旅費及び日当
- (6) 留学生保険 (ACEJ よりご案内する AIG 損害保険※) の加入が義務付けられています
※在籍大学指定の損害保険に加入する場合は、AIG 損保の加入は不要ですが、事前に ACEJ へ英文保険証券のコピーおよび個人情報開示同意書の提出が必要です。
- (7) その他「プログラム費に含まれるもの」に含まれない全ての費用

8 追加請求と返金

ACEJ に支払っていただくプログラム費は、第 7 条に記載された費用で構成されています。現地総費用は、受入機関から、ACEJ に寄せられた資料等に基づいて算出したものです。また、第 16 条 契約の変更に記載されている、所定の変更手続費もあわせて申し受けます。研修開始後の参加者からのプログラム費の追加請求 (全額又はプログラム費の一部) は一切認めません。研修開始前につきましては、受入機関の規定に従い、出願料等返金不可の所要実費および返金手続き費用を差し引いた部分についてのみ返金が可能です。精算は、ACEJ の承認後、60 日以内に参加者又は保護者(保証人)に対して行ないます。精算に伴う手数料 (振込手数料や送金手数料など) 及び為替差額は、参加者又は保護者(保証人)のご負担となりますので、ご了承ください。

9 研修内容の変更とプログラム費の変更

天災地変、運輸機関等による争議行為、官公署の命令、受入機関の判断等、ACEJ の管理できない事由が生じた場合は、あらかじめ理由を説明し、プログラム費、研修日程、研修内容等を変更することがあります。緊急やむをえないときには、変更後に理由を説明します。これによりプログラム費が増減したときは、その差額分だけプログラム費を変更します。なお、旅行費用が、増額される場合もありますが、これにつきましては、ACEJ は責任を負いかねますのでご了承ください。

10 授業

授業につきましては、受入機関の定めるカリキュラム及び条件によって提供されます。受入機関の事情により、事前通知なく、学生数、国籍割合、学校施設、授業内容または課外活動などの記載内容が急きょ変更になる場合があります。これにつきましては、ACEJ は責任を負いかねますので、ご了承ください。

- (1) 通常、受入機関は、推奨開始日を設定していますが、受入機関によっては、それ以外の日程でも研修を開始できる場合があります。
- (2) 土日および祝日は、通常、休校となりますが、受入機関の判断によって、休校日が急きょ変更になる場合があります。
- (3) 休校または休講によるクラスの振替や返金はありません。
- (4) 参加者の受講クラスはプレイズメントテスト及び受入機関の判断によって決定されます。したがって、クラスやレベルによっては、日本人が集中するまたは日本人だけになる場合もあります。
- (5) 万が一、簡単すぎるまたは難しすぎると感じた場合は、先生および受入機関スタッフに相談してください。受入機関の再判断で、クラスまたはクラスレベルが変更になる場合があります。
- (6) 受入機関によっては、受講クラスが選択制を取っており、参加者が受講するクラスを選ぶことができます。しかし、事前にお渡ししている資料は事前通知なく変更になる場合があります。また参加者が必ず希望のクラスを受講できることを確約するものではありません。クラスレベルや他の参加者によって、希望通りのクラスを受講できない場合もあります。
- (7) 各学校データは、昨年度の同時期のデータを参考にしています。したがって、時期やクラスにより、クラスの人数、実施されるクラスレベル数、学生の国籍比率などには変動があります。
- (8) 学校初日は、オリエンテーションやクラス分けテストなどが実施され、通常のレッスン終了時間よりも長くなるまたは遅くなる場合があります。
- (9) 通常、語学研修の場合、1 レッスは 45~50 分です。またレッスン時間には休憩時間などが含まれている場合があります。
- (10) 教材費は、受入機関によってプログラム費に含まれている場合と、現地払いの場合があります。一部の学校ではレンタル制を設けており、事前に指定の金額を支払い、破損などが無い状態で返却した場合は教材費の一部が返金されます。また、受講するクラスやレベル、または担当講師によって、独自のプリント使用などの場合があります。
- (11) 日本語スタッフがいて記載してある場合でも、受入機関の都合や日本語スタッフの事情により不在、または在籍時間や曜日に指定がある場合があります。
- (12) 放課後や週末の課外活動への参加は任意となります。受入機関によっては、学校自体が企画・運営しているものもあれば、現地旅行会社などのツアーに参加する場合があります。参加する場合の参加費は、自己負担となります。なお、受入機関の都合により、急きょ課外活動内容又は料金に変更になる場合があります。
- (13) キャリアトレーニングおよびボランティアプログラムは、受入機関のスケジュールに準じて、活動内容が案内されます。

11 滞在手続き

ACEJでは、通常、受入機関を通して、ホームステイ又は学生レジデンスの申込手続きをします。語学研修プログラムが直接、滞在先の申込を受け付けていない場合は、語学研修プログラムが推奨するホームステイ機関又はキャンパス外学生用アパートなどの申込をします。受入機関・ホームステイ先の都合により到着前又は後に滞在先や滞在方法が急に変更になる場合もあります。その場合は、受入機関またはホームステイ機関（または学生レジデンス手配機関）を通して、他の滞在方法（ホームステイ、ホテルなど）を手配します。その際の滞在費は、自己負担となります。滞在に関しては、受入機関の約束事項を必ず順守してください。

ホームステイについて

- ホームステイは、受入機関又は推奨されたホームステイ機関が、通常可能範囲（公共交通機関でおよそ1時間前後）のホストファミリーを手配します。ホストファミリーは、書類審査・面接・家庭訪問などを経て、受入機関・ホームステイ機関の定める基準を合格した家庭が登録されます。
※国又は地方政府によっては、ホームステイに関する法律・条例があり、それに沿って、選定されています。
- それぞれの家庭には、滞在費及び食費が支払われるベイキング・ホームステイです。
- ホームステイ先で提供される食事の回数は、受入機関によっても異なります。通常は、朝・夜の週14食になります。なお、一般的に朝食（および昼食/ランチパックが含まれる場合）は、ご家庭にある食材を使って参加者自身で用意をします。現地到着後、必ずホストファミリーに、確認してください。ホストファミリーによっては安全性を保つため、火の使用などに制限を設ける場合があります。
- 海外でのお食事は、日本と比べると質素に感じることもあります。予定されている食事の回数分提供されていない、または食事の量が足りない（または多すぎる）など、なんらかの不都合がある場合は、直接ホストファミリーに相談してください。
- 自己都合により、食事をとらなかった場合でも、滞在費は返金されませんので、ご了承ください。
- ホームステイは、通常、一人部屋です。ただし、ホームステイ先に他の国からの参加者や日本人が滞在している場合もあります。また、語学研修プログラムによっては、ピーク時は、2人部屋になることがあります。
- ホームステイの選定は、受入機関・ホームステイ機関が、参加者の性別・喫煙の有無・アレルギーなどをとらえ、出発の約1〜2週間前に決定します（参加者の意向によるお申し出は優先されません）。特に夏休み（オセアニア圏は春休み）の場合は、参加者が急激に増えることから、出発の1週間前〜前日になる場合もあります。
- ホストファミリーの詳細に、記載されていない人物（親戚や友人など）が一時的に滞在している場合や記載内容とは異なる場合（例 ペットなしだったが犬がいた など）があります。
- 動植物や食べ物等のアレルギーがあっても、ご希望に沿ったホストファミリー宅に滞在できるとは限りませんので、ご了承ください。
- 10）家族構成、人種、宗教、家庭環境等は様々であり、その事由で、ホームステイ先を指定または変更することはできません。また、その家庭のルールに従って生活をしていただくことになります。ホストファミリーのプライバシー尊重のため、前もってお知らせできない情報もあることを予めご了承ください。万が一、ホストファミリーのルールに違反する行為があり、また改善が見られない場合は、ホームステイ先より受け入れを拒否される場合があります。これに伴うホームステイの変更及び発生した費用は自己負担となり、ACEJは責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 11）ホームステイ先の事情（家庭内の不慮の出来事、家族の病気や怪我などの諸事情）で、出発前に急ぎや受け入れができなくなる場合があります。このような場合、速やかに新しいホームステイ先の手配を語学研修機関・ホームステイ機関に依頼します。その場合は、出発前になることもありますので、ご了承ください。
- 12）ホストファミリーと参加者の会話は基本的に英語ですが、ホストファミリー同士の会話が英語以外の場合があります。
- 13）参加者ならびに保護者・保証人の一方的な希望で、日本出発前又は後にホームステイ先を変更することはできません。ホストファミリーと相談しても解決できないような事由が発生した場合は、語学研修機関・ホームステイ機関およびACEJまでご相談ください。生命に関わる緊急事態を除き、すぐに移動できるとは限りません。
※参加者ならびに保護者の一方的な希望により、ホストファミリーの変更を要求した場合や参加者ならびに保護者の一方的な判断によって、ホストファミリーを出た場合に関わる費用は、参加者ならびに保護者の自己負担とさせていただきます。
- 14）ホームステイ先は、インターネット接続環境を提供する義務はありません。
- 15）通学に要する時間は、バスなどの公共交通機関（本数、経由、道路状況など）によります。特に、朝や夕方の道路状況によっては、遅延することもありますので、ご了承ください。

学生レジデンスについて

- 受入機関が保有している場合や、一般のアパートメントを借り上げ、他の受入機関の学生が滞在している場合など、滞在先によって様式・設備は様々です。
- 通常ダブルルーム（2人1部屋）になります。部屋には、ベッドと机、クローゼットが備え付けられています。イギリスでは、1人部屋（シングルルーム）がほとんどです。お部屋によっては寝具などの備え付けがなく、ご自身で用意する必要があります。
 - バス・トイレは、通常、フロアごとに共有のバスルームやシャワールームを使用します。使用後は髪の毛や石鹸の泡などをきれいに掃除して、次の人が気持ちよく使えるようにしましょう。特に、東洋人の髪は黒いので目立ちます。※ピーチサンダルを用意すると便利です。
 - 洗濯はランドリーカードなど、カード式で利用できる洗濯機と乾燥機が多くあります。次に使用する人のため、また盗難防止のためにも、終了時間にあわせて早めに取りに行くようにしてください。
 - ネット環境は滞在先によって異なりますが、Wi-Fiが使用できる場合、使用できる場合でも別途料金がかかる場合など様々です。
 - 喫煙や飲酒は全館禁止など、滞在先によってルールが異なります。必ず滞在先の規則に従って過ごしてください。規則違反があった場合は、厳罰が科せられる場合もあります。
 - お食事は、ミールポイントがついている場合や自炊の場合があります。
 - 原則、男女共用の学生レジデンスになります。通常はフロアごとやバスルーム・洗面台は男女で分かれています。滞在先によっては部屋ごと、また館ごとに分かれている場合もあります。特別なリクエストがない限り男女共用になりますのでご承知おください。
 - 参加者ならびに保護者・保証人の一方的な希望で、日本出発前又は後に学生レジデンスを変更することはできません。ルームメイトや滞在先担当者や相談しても解決できないような事由が発生した場合は、受入機関およびACEJまでご相談ください。生命に関わる緊急事態を除き、すぐに移動できるとは限りません。参加者ならびに保護者の一方的な希望により、滞在先の変更を要求した場合や参加者ならびに保護者の一方的な判断によって、滞在先を出た場合に関わる費用は、参加者ならびに保護者の自己負担とさせていただきます。
 - 2人1部屋の場合は、お互いのコミュニケーションが何より大切です。困ったこと、気になることがあれば、その都度相談をして解決できるように取り組みましょう。ルームメイトと相談しても解決できないような事由が発生した場合は、受入機関およびACEJまでご相談ください。

12 現地空港送迎（往復）申込手続き

このプログラムでは、空港の送迎（ACEJ中長期プログラムの場合はリクエストに応じて）がプログラム費に含まれています。送迎は、受入機関・ホームステイ機関（または学生レジデンス手配機関）によって、ホストファミリー、語学研修スタッフ、または語学研修から委託を受けた送迎会社などによって行われます。通常、セッション開始日（オリエンテーション）の1〜3日前に、指定空港にて、出迎えサービスが実施され、帰国時は、授業終了日の翌日に滞在先または指定箇所までお迎えに来てくれます。

- 送迎は、受入機関によって、乗り合いバン・タクシー等を利用します。
- 送迎は、受入機関によって、他の参加者と混乗になる場合があり、各滞在先へ立ち寄るため、時間がかかる場合があります。
- 参加者の都合により、空港送迎を利用されない場合でも返金はありません。
- 空港送迎は、指定空港から滞在先（または滞在先から空港）のことを指します。
- 航空機の遅延、取消、オーバーブッキングなどによって生じた理由で当初予定していた時間に到着できなかった場合は、必ず受入機関・ホームステイ機関（または学生レジデンス手配機関）及び出迎え会社の送迎緊急連絡先又はホストファミリーに電話をして指示を受けてください。連絡をしなかったことによって、出迎えが受けられなかった又は参加者自身で、タクシー等の交通費は、自己負担となりますので、ご了承ください。
- 帰国時の空港見送り詳細は、受入機関・ホームステイ機関（または学生レジデンス手配機関）または送迎会社に参加者自身での確認が必要です。見送りの詳細は、受入機関によって、事前に書面で発行される場合、帰国の約1週間前にメールで届く場合、または学校窓口で確認する場合、などがあります。参加者の都合で確認ができず、予定していた時間に見送りが受けられなかった場合は、ご自身でタクシー等を利用して空港まで向かってください。この場合の返金及び移動にかかった費用は自己負担となりますので、ご了承ください。帰国時の送迎は、空港ターミナル入口までとなっておりますので、搭乗手続き等は、参加者自身で行ってください。
- 万が一、予定していた時間に送迎担当者が現れず、やむを得ず、参加者自身での移動を余儀なくされた場合は、返金対象になる場合があります。必ず帰国後、ACEJまでお申し出いただき、移動にかかった費用の領収書を保管してください。

13 緊急事態

緊急（例：病気や怪我、事故や犯罪に巻き込まれた、旅券の紛失、自然災害やテロなど）の場合、指定された留学中24時間緊急連絡に速やかに報告し、指示を仰いでください。
緊急時には、参加者への対応を最優先します。保護者（保証人）ならびに所属大学関係部署への報告は、参加者への第一次対応ができたのちになります。
保護者（保証人）の同意のもとで、ACEJスタッフ又はACEJより依頼を受けた者を現地に派遣し、問題処理を行います。これにつきましては、別途現地派遣に伴う実費（交通費、宿泊費、日当、通信費など）を申し受けます。
※「緊急の場合」とは、参加者がプログラム参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、死亡した場合または通算して3日以上入院を必要とする重篤病が予測される場合をさします。

14 翻訳・校正料

手続きに必要な書類は英文のものをご準備下さい。留学前、留学中の手紙・エッセイ・書類の翻訳・校正はいたしません。翻訳・校正をする場合は、有料となります。

15 旅行手続き

ACEJは、旅行会社ではありません。旅行に関するすべての手配（航空券、渡航手続きなど）は、ACEJ指定旅行会社が行います。ACEJでは、責任をもって出発から帰国までの手続きを行なうために、受入機関の入学手続きから、指定旅行会社の行なうフライト手続きまで、一貫した手続きサポートをしております。参加者が、フライト手続きのみを切り離すことは、原則としてできません。なお、関係機関等の判断で、留学希望国への査証（ビザ）が不許可になったり、入国を拒否されたり、強制送還されたりした場合、また、参加者が個人で査証（ビザ）申請及び航空券を手配された場合には、ACEJ及び指定旅行会社は、一切の責任を負いません。

16 契約の変更

次の場合には、変更手数料 20,000円 を申し受けます。

- 参加者の都合で、受入機関又は受講センターを変更する場合
 - 参加者の都合で、希望したコース開始又は終了日程を変更する場合
 - 参加者の都合で、出発を保留にする場合
 - 参加者の都合で、留学期間を延長する場合（「留学期間の延長」に記載される要件を満たすこと）
 - プログラム開始後、予定していた受講コースを変更する場合
 - プログラム開始後、あらかじめ決められた食事プラン、部屋タイプを変更する場合
 - プログラム開始後、あらかじめ手配された滞在先から他の滞在先に変更する場合
※出発後の留学期間短縮はできません。
- ※参加者の都合で、変更又は保留を申し出た時点で、すでに入学手続きや諸手続き（語学研修、寮、食事手配など）が完了している場合は、上記変更手数料に加え、受入機関・ホームステイ機関（または学生レジデンス手配機関）の規定に則り、所要実費等を申し受けます。

a. 所要実費等

契約内容を変更する場合には、出願料、前払いの予約金、授業料、ホームステイ滞在費等を ACEJ がすでに支払っているときは、受入機関・ホームステイ機関（または学生レジデンス手配機関）の規定に則り、返金不可の出願料等の所要実費及び帰算に伴う手数料（送金手数料など）及び為替差額は、参加者又は保護者（保証人）のご負担となりますので、ご了承ください。なお、その所要実費は、現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。また、ACEJ が受入機関からの請求により取消料や変更料を支払った時には、その取消料または変更料を現行社内為替レートにて円に換算して申し受けます。

17 契約の解除

- プログラム開始前については、参加者は、いつでも第6条1項所定の手続きによって、ACEJと契約の解除をすることができます。また、ACEJでは、手続き状況により、実費を申し受けます。プログラム開始後は、プログラム費の返金は、一切いたしませんのでご了承ください。
 - ACEJは、次の場合には、参加者と契約を解除することができます。プログラム開始前では、所定の取消料（申込金及び所定実費）を申し受けます。プログラム開始後は、プログラム費の返金は、一切いたしませんのでご了承ください。
- 参加者が ACEJ にあらかじめ明示した性別、年齢、資格等条件を満たしていないことが判明したとき
 - 参加者が病気その他の事由により留学に耐えられないと判断したとき
 - 参加者が ACEJ に提出した書類に虚偽あるいは遺漏があることが判明したとき
 - 関係機関等の判断で、留学希望国への査証（ビザ）が不許可になったり、入国を拒否されたり、強制送還さ

れたりしたとき

- e 参加者又は保護者(保証人及び関係者を含む)が、他の参加者に迷惑を及ぼし、又は、業務の円滑な運営とプログラムの実施を妨げるおそれがあると判断したとき
 - f 参加者のプログラム規定、受入機関規定(出席、学業などの成績不良や寮生活など)、法令(特に21歳以下の飲酒や薬物の使用など)、公序良俗に反する行為(特に現地法令に違反した場合は、逮捕・起訴ということになり、罰金・禁固刑又は強制送還の対象になります。)
 - g 天災地変、運輸機関等における争議行為、官公署の命令、その他ACEJの管理できない事由により、プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれ大きいと判断したとき
 - h 定められた期日までに、留学に必要な書類を送付されないとき
 - i 参加者14日間にわたり連絡不能又は、所在不明となったとき
 - j その他、ACEJが不適切と認めたとき
- 上記a、b、c、d、e、f、g、i又はjの理由により、ACEJ又は、受入機関・ホームステイ機関(また学生レジデンス手配機関)において必要と判断した場合は、留学中においても、参加者の責任と費用負担において、本プログラムから離れていただくよう指示する権利を留保します。この場合は、プログラム費の返金は、一切いたしませんので御了承ください。
- (3) 参加者が、第5条(プログラム費のお支払い)所定の日までに、プログラム費を支払わないときには、参加者において当該期日の翌日に契約を解除したものとします。この場合は、所定の申込金と所要実費を申し受けます。

18 免責事項

ACEJは、参加者の次にあげるACEJの関与し得ない事由による精神的、物質的な損害について、責任を負いません。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、感染症又はこれらのために生じる研修日程、研修内容等の変更もしくは研修の中止
- (2) 輸送、宿泊機関等の事故もしくは、火災又はこれらに生ずる研修日程、研修内容等の変更もしくは研修の中止
- (3) 官公署の命令、出入国規制又は伝染病による隔離
- (4) 食中毒
- (5) 盗難
- (6) 輸送機関の遅延、不通又はこれによって生じる接続便の変更、研修日程、研修内容もしくは留学期間の短縮
- (7) 参加者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為によって生じた損害
- (8) 参加者の現地での学生生活、個人生活のなかでの事故や損害
- (9) 参加者が自己都合で手配した滞在先(キャンパス外アパート、ホームステイなど)での事故や損害
- (10) 個人的な旅行や移動中の事故や損害

19 その他

- (1) 下記の理由で志望コースへの入学等が不許可になったり、参加できなかつたりした場合、ACEJは責任を負いません。従ってこの場合でも所定の申込金及び所要実費又は残金を申し受けます。
 - a 申込コースがすでに定員に達していた場合(この場合は、ほかのコースを手配します)
 - b 受入機関の理由(入学基準の変更等)で入学又は参加が不可能になった場合(この場合は、ほかの受入機関を手配します)
 - c 現地における学業成績や参加者の授業態度等により、受入機関がクラスレベルの再履修や在学不許可と判断した場合
 - d 参加者が事前に希望する語学研修プログラムとACEJが推薦した語学研修プログラムが合致しない場合
 - e 受入機関の理由で、授業内容の変更、その他留学内容に関する変更があった場合
 - f 明らかに受入機関・ホームステイ機関(また学生レジデンス手配機関)のミス、もしくは天災地変、戦乱、ストライキ、陸海空における不慮の災難、交通事故、郵便事情、官公署の命令等やむをえない事由によって、手続きが指定日までに完了しない場合、入学許可が、査証(ビザ)手続きに必要な日数までに到着しなかった場合、又は、ACEJの諸手続き書類が上記の理由で現地に到着しなかった場合
- g 第17条2項が適用される場合
 - (2) 参加者が病気、傷害その他の理由で、医師の診断、治療が必要とACEJ、受入機関・ホームステイ機関(また学生レジデンス手配機関)が判断した場合、保護者(保証人)の同意があるものとして、必要な医療処置をとることができます。ACEJ及び受入機関は、この判断について責任を負いません。また、これに要する費用は、すべて参加者の負担とします。
 - (3) 参加者及び保護者(保証人)は、プログラム参加中に起こりうるいかなる法的、経済的、物質的、肉体的責任及び損害について、ACEJ、受入機関、その他プログラムに関係するすべてのスタッフ及びホストファミリーに対して、免責の保証を与えます。ACEJは、参加者が本約束事項を理解しないことによって生じるいかなる精神的、物質的損害に対してもその責を負いません。また、ACEJ、受入機関・ホームステイ機関(また学生レジデンス手配機関)、その他プログラムに関係するすべてのスタッフ及びホストファミリーは、参加者の故意又は過失によって損害を被ったときは、その参加者から損害の賠償を申し受けます。
 - (4) ACEJは自ら現地研修サービスを提供することを引き受けるものではありません。

20 ACEJ キャリアトレーニングプログラムについて

- (1) 申込金および提出書類受領後、インターンシップ先のプレースメントを開始いたします。
- (2) プレースメント作業開始後、1か月を経過しても都合により1社もプレースメント先企業をご紹介できず、語学研修プログラム自体をキャンセルされる場合は、書面にてお取消の旨をACEJまでお知らせください。書面を受け取りました時点で正式のお取消しとして取り扱います。なお、電話でのお取消しは出来ません。それ以外のお取消し規定につきましては、第6項目「お申込み取消し」をご参照ください。
 - ※プレースメント作業を継続し、ACEJおよびインターンシップ提携会社の責によらない事由により、受入企業をご紹介できなかった場合はこの限りではありません。
- (3) プレースメント先が決定いたしましたら、研修者本人と研修先企業と面接設定を行います。面接終了後、研修先企業の受入承諾が取れ次第、プログラム費用をお支払いいただけます。プログラム費残金受領後、インターンシップ受入同意書を発行させていただきます。
- (4) 受入同意書を発行後にご本人の都合により企業変更をする場合、新たに規定の費用(ACEJまでお問合せください)をお支払いいただけます。
- (5) 規定は予告なく変更されることがございますのでご了承ください。

21 渡航先の安全情報や保健衛生について

安全情報につきましては、「外務省海外安全ホームページ」をご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

衛生情報につきましては、厚生労働省「海外渡航のための感染症情報 FORTH ホームページ」をご参照ください。

<https://www.forth.go.jp/index.html>

22 個人情報の取り扱いについて

個人情報を収集させていただく場合には、留学に関する目的だけに限定し、必要な範囲での収集にさせていただきます。収集した個人情報の取り扱いは上記留学目的の範囲内の利用にとどめ、適切な管理下におき、個人情報を本人の承諾なしに第三者に開示・提供はいたしません。

個人情報は、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の予防および是正のための措置をいたします。また、個人情報に関する法令およびその他規範を遵守いたします。

23 パンフレット記載情報について

当パンフレット記載の情報は、2020年2月10日現在のものです。内容につきましては、予告なしに変更になる場合もありますので、予め、ご了承ください。

●特別補償

ACEJは、ACEJ、受入機関スタッフの故意又は過失の有無にかかわらず、参加者がプログラム参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命上に被った損害について以下の金額の範囲において、補償金を支払います。

・ 障害死亡補償金： 2,500万円

2024年10月18日更新